

四日市港管理組合公報

第 1040 号

令和元年 10 月 28 日

月 曜 日

目 次

条 例	
○四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	(総務課) 2
○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	(総務課) 3
○四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(総務課) 6
○四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例及び四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例	(総務課) 11
監査委員公表	
○監査結果の公表	(監査委員) 16

条 例

四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布します。

令和元年 10 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 5 号

四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員のうち、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員をいう。

(報酬の額)

第 3 条 職員の報酬は、日額、時間額又は月額で定める。

2 日額で定める報酬の額は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号。以下「給与条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 の行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）2 級の最高号給の額を 21 で除して得た額の範囲内において、管理者が定める。

3 時間額で定める報酬の額は、行政職給料表 2 級の最高号給の額を 21 で除し、四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号）第 4 条第 2 項に規定する 1 日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において、管理者が定める。

4 月額で定める報酬の額は、行政職給料表 2 級の最高号給の額の範囲内において、管理者が定める。

5 前 3 項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職にある者の報酬の額は、予算の範囲内で管理者が別に定める。

6 前各項に規定するもののほか、職員には、給与条例に規定する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

(報酬の支給)

第 4 条 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(費用弁償)

第 5 条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 10 号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第 6 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、第 3 条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100 分の 130 を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前 3 項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施に関し必要な事項)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年 10 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 6 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第 4 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、 給料の月額 <u>（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号 に掲げる職員にあつては報酬（四日市港管 理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例（令和元年四日 市港管理組合条例第 5 号）第 3 条第 2 項か ら第 5 項までの規定による報酬に限る。） の額）</u> の 10 分の 1 以下に相当する額を減 ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第 4 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、 給料の月額の 10 分の 1 以下に相当する額 を減ずるものとする。</p>

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する条例（昭和 48 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休職の効果)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職 員に対する第 1 項の規定の適用について は、同項中「3 年をこえない範囲内」とある のは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の 規定に基づき管理者が定める任期の範囲 内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年四日
市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第 22 条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になつている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第 22 条第 1 項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になつている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号。以下「職員給与条例」という。) 第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (再任用短時間勤務職員及び<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号</u>に掲げる職員以外の非常勤職員を除く。) のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間 (規則で定めるこれに相当する期間を含む。) がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第 22 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 四日市港管理組合職員の給与に関する条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号。以下「職員給与条例」という。) 第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員を除く。<u>次項において同じ。</u>) のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間 (規則で定めるこれに相当する期間を含む。) がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第 22 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間に</p>

<p>を除く。)のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
---	---

(四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 5 条 四日市港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年四日市港管理組合条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年 10 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 7 号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 21 条の 3 まで及び附則第 9 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第 21 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。<u>これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 28 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第 9 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第 21 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 21 条の 3 まで及び附則第 9 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第 21 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。<u>基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 28 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。附則第 9 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第 21 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（期末手当の支給の一時差止め）

第 21 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（期末手当の支給の一時差止め）

第 21 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第 2 2 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び附則第 9 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第 2 2 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び附則第 9 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5(特定管理職員にあつては、100 分の 112.5) を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第 28 条 (略)

2～6 (略)

7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 21 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5(特定管理職員にあつては、100 分の 112.5) を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第 28 条 (略)

2～6 (略)

7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 21 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りで

<p>8 (略)</p> <p>(<u>臨時的任用職員</u>の給与)</p> <p>第 38 条 <u>臨時的任用職員</u>の給与については、他の職員との給与の均衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。</p>	<p>ない。</p> <p>8 (略)</p> <p>(<u>非常勤職員</u>の給与)</p> <p>第 38 条 <u>常時勤務することを要しない職員</u> (<u>再任用短時間勤務職員を除く。</u>)の給与については、他の職員との給与の均衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例及び四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年 10 月 28 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 8 号

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例及び四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例

(四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条各号若しくは第 29 条第 1</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第 1 号の規定に該当する場合において、<u>法第 16 条第 2 号から第 5 号まで若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事</u></p>

<p>項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>
---	---

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部改正)

第 2 条 四日市港管理組合職員退職手当条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 1 2 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 1 2 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当す</p>

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第 13 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) (略)

2～4 (略)

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) (略)

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起

る場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第 13 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) (略)

2～4 (略)

5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) (略)

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起

訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に於ては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に於ては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、

当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 （略）

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

監査委員公表

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和元年 9 月 25 日までに実施しました令和元年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 10 月 28 日

四日市港管理組合

監査委員 加 藤 光

監査委員 野 口 正

第 1 監査の概要

1 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げていくかに留意し、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているか、事業が経済的、

効率的に執行されているか検証、確認するとともに、平成 30 年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

(経営企画部)

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

(室・局)

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより、令和元年 9 月 10 日から 13 日並びに同月 25 日の 5 日間実施しました。

第 2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあつたが、概ね適正に処理、執行されていまして、

所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

[四日市港管理組合全体]

(1) 職員の業務負担について

育児休暇等休職中の職員の代替業務、港まつり等各種イベントや災害への対応など、職員に対する業務負担が多くなる傾向にあると思われるので、管理職は課内の職員の休暇や時間外勤務の状況等を把握しつつ、特定の職員に負担が集中しないよう業務分担に配慮いただくとともに、全体の業務量についても留意されたい。

(2) 分かりやすい会計について

四日市港管理組合の事業は、公共施設の提供であり、その財源が、主に県市負担金や起債である一般会計と、主に使用料である特別会計で、区分・整理している。

ここ数年、新地方公会計制度を積極的に取り入れた計算書類も整備されてきており、評価するものであるが、四日市市が作成している「施設別行政コスト計算書」なども参考に、一般会計と特別会計を区分し、それぞれの事業成果が目に見えるような資料となるよう、更に工夫されたい。

(3) 一般競争入札について

四日市港管理組合ホームページで公表されている平成 30 年度一般競争入札の結果 50 件

のうち、1 者しか応札がなかった案件が 21 件、2 者しか応札がなかった案件が 7 件と、参加者が少数であると思われる案件が半数をしめている。このような案件は、一般競争入札を実施していたとしても、競争性や価格の妥当性において疑念をいただかせる恐れがあるので、個々の案件については十分に説明責任が果たされるよう留意いただくとともに、入札に参加しやすい工夫に努められたい。

〔経営企画部〕

企 画 課

(1) 港湾活動の波及効果等について

港の整備や管理等には莫大な費用がかかるが、そのすべてが使用料等の収入で補えるものでない。港の整備等を進めていくことについて今後も住民からの支持を得ていくためには、四日市港の港湾活動による四日市市内や三重県内への波及効果や経済効果等について、積極的に PR していくことが必要と思われるので、努力されたい。

振 興 課

(1) クルーズ船の受入について

クルーズ船の受入は観光面をはじめ地域の振興にはメリットがあることだと考えるが、管理組合にとっては施設整備や受入にあたり多額の費用がかかるにもかかわらず、大きな収入が得られるものではない。港の賑わい等の効果は大事な視点ではあるが、あわせて管理組合の費用負担の現状の分析とあるべき姿についても検討されたい。

建 設 課

(1) 総合評価方式での入札について

総合評価方式での入札も多く見受けれるが、総合評価方式での入札は実績がある事業者に偏り、競争性に問題があるのではないかという見方もある。一方、品質の確保には有効との意見もある。対外的に説明できる適切な評価に努められるとともに、評価する職員の知識や経験が重要となるので、職員の能力向上に更に努められたい。

防 災 営 繕 課

(1) 災害にかかる対応について

近年、他地域では大型台風によるコンテナ流出や港湾施設の損壊などの事故が生じている。四日市港においても、他地域での事例を参考に、管理組合としての対策はもとより、他機関、企業、地元住民等とも連携を密にした対策をより一層進められたい。

〔室・局〕

議 会 事 務 局

(1) 海外港湾事情調査について

議員による海外港湾事情調査が実施されており、報告書の作成や本会議での報告もなさ

れているが、今後もより一層、調査の成果を発揮できるよう取り組まれない。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
